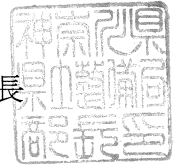


建 業 第 26 号
平成29年 4 月12日

各建設業団体の長 殿

神奈川県県土整備局事業管理部長



建設業法令遵守ガイドラインの一部改正について（通知）

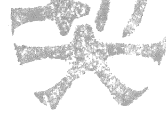
このことについて国土交通省土地・建設産業局建設業課長から別添のとおり通知がありましたので送付します。

つきましては、別添通知の趣旨及び内容をご理解いただき、貴下会員に対し、別添通知についての周知にご協力をお願いしますとともに、引き続き建設業者の法令遵守の推進が図られますよう、特段のご配慮をお願いします。

問合せ先

建設業課調査指導グループ

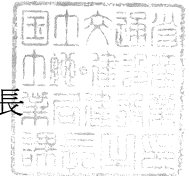
小出 電話045-285-4245



国土建推第41号
平成29年3月29日

神奈川県県土整備局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



建設業法令遵守ガイドラインの一部改正について

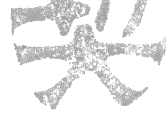
経済の好循環を実現するためには、下請等中小企業の取引条件を改善していくことが重要である。政府としても、「下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議」を設け、政府を挙げて下請対策の強化に取り組んでいるところである。

国土交通省では、建設企業が遵守すべき元請負人と下請負人の取引のルールとして「建設業法令遵守ガイドライン—元請負人と下請負人の関係に係る留意点—（平成19年6月策定）」（以下「ガイドライン」という。）を策定し、その周知に努めてきた。

今般、下請等中小企業の取引条件改善の取組の一環として、中小企業庁及び公正取引委員会が行った下請代金の支払手段についての通達の見直し等を踏まえ、下請代金の支払はできる限り現金によるものとするなど、別添のとおりガイドラインの一部を改訂したので、通知する。

なお、本ガイドラインについては、別添通達により建設業者団体に対して通知していることを申し添える。

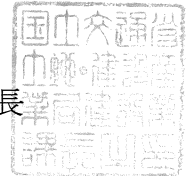




国土建推第41号
平成29年3月29日

神奈川県県土整備局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



建設業法令遵守ガイドラインの一部改正について

経済の好循環を実現するためには、下請等中小企業の取引条件を改善していくことが重要である。政府としても、「下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議」を設け、政府を挙げて下請対策の強化に取り組んでいるところである。

国土交通省では、建設企業が遵守すべき元請負人と下請負人の取引のルールとして「建設業法令遵守ガイドライン—元請負人と下請負人の関係に係る留意点—（平成19年6月策定）」（以下「ガイドライン」という。）を策定し、その周知に努めてきた。

今般、下請等中小企業の取引条件改善の取組の一環として、中小企業庁及び公正取引委員会が行った下請代金の支払手段についての通達の見直し等を踏まえ、下請代金の支払はできる限り現金によるものとするなど、別添のとおりガイドラインの一部を改訂したので、通知する。

なお、本ガイドラインについては、別添通達により建設業者団体に対して通知していることを申し添える。

